

手数料額計算書（都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲  建築物全体  
 （申請の該当する□に✓を記入）  住戸  
 建築物全体及び住戸

2 手数料額の計算

申請の種類（申請の該当する□に✓を記入）		適合証がある場合	適合証がない場合
□一戸建て住宅の申請の場合		別表第二 1の1の(1) 円(a)	別表第二 1の2の(1) 円(A)
□共同住宅等の住戸ごとの申請の場合	申請する戸数 戸	別表第二 1の1の(2)のイ 円(b)	別表第二 一の(二)の(2)のイ 円(B)
□共同住宅等の一の建築物の申請の場合	建築物の住戸の部分の総戸数 戸	別表第二 1の1の(2)のイの(ア) 円(c)	別表第二 1の2の(2)のイの(ア) 円(C)
	共用廊下等の部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表第二 1の1の(2)のイの(イ) 円(d)	別表第二 1の2の(2)のイの(イ) 円(D)
	非住宅部分の床面積の合計 m <sup>2</sup>	別表第二 1の1の(2)のイの(ウ) 円(e)	別表第二 1の2の(2)のイの(ウ) 円(E)
	計	(c)+ (d)+ (e) 円	(C)+ (D)+ (E) 円
□一戸建て住宅及び共同住宅等以外の建築物の申請の場合	建築物の延べ面積 m <sup>2</sup>	別表第二 1の1の(3) 円(f)	別表第二 1の2の(3) 円(F)

合計 \_\_\_\_\_ 円

(注意)

- 別表第二とは、文京区建設事務手数料条例別表第二を指す。
- 申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に文京区建設事務手数料条例に定める額を加える。
- 適合証とは、申請に係る適合性確認機関が作成した申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す書類をいう。